

奈良県自然環境保全審議会鳥獣部会（平成24年3月22日開催）

■会議の成立について

委員8名全員の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は有効に成立

■会議の公開・非公開の取り扱いについて

「奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取り扱い」で原則公開と規定

■議事

<議事進行>

前田部会長（運営要綱第4条第3項の規定による）

知事から奈良県自然環境保全審議会に諮問され、運営要綱第5条の規定により、鳥獣部会に付議された次の案件について審議

◇諮問案件

- ①奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第4次）の策定について
- ②奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画（第2次）の策定について
- ③奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第3次）の策定について
- ④第11次鳥獣保護事業計画の策定について

審議の結果、事務局案について異議はない旨答申することを決議

<委員からの意見等>

①奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第4次）の策定について

年間捕獲数を平成22年度実績の5,600頭から目標の8,000頭まで増やしていくための変更。これがパーフェクトの変更かどうかはやってみないと分からないが、少しでも目標に近づけて被害を減らしたいという気持ちが表れている。

②奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画（第2次）の策定について

イノシシの捕獲目標頭数を4,000から5,000ではなく、4,600に上げた理由は何かあるのか。
→今年は捕獲数が少し下がると予測して、現実的な数字にした。目標を超えた場合は、計画途中での変更も含めて考えて行きたい。

③奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第3次）の策定について

奈良県で人身の被害の事例はどれくらいあるのか。

→平成16年に野迫川村で、山で出会い頭に会って、怪我をしたというのが一番新しい被害。